

平成28年2月定例会 企画財政委員会（急施議案）の概要

日時 平成28年2月25日（木） 開会 午後 3時 2分
閉会 午後 3時 19分

場所 第1委員会室

出席委員 中野英幸委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、永瀬秀樹委員、土屋恵一委員、鈴木弘委員、野本陽一委員、

水村篤弘委員、山川百合子委員、井上航委員、藤林富美雄委員、西山淳次委員

欠席委員 なし

説明者 中原健一企画財政部長、山口均IT統括幹、小島康雄企画財政部副部長、
萩原由浩改革政策局長、土田保浩地域政策局長、北島通次企画総務課長、
堀光敦史財政課長

吉浦伸和会計管理者

伊藤宏治監査事務局長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第50号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

松澤委員

- 1 今回追加する県債の元利償還金は、後年度交付税措置されるとの説明があったが、具体的にはどのような措置があるのか。
- 2 交付税措置されるとはいえ、借金には変わらない。税収が増えているのであるから、新たな起債をせず県税で賄うことは考えられないのか。
- 3 「社会資本整備総合交付金（急傾斜地）事業費負担金」150万円は、どのような事業に対してどこの市町村から負担金を取るのか。また、その根拠は何か。
- 4 「道路橋りょう費補助金」の内訳として「道路改築事業費補助金」と「社会資本整備総合交付金」に分かれているが違いは何か。

財政課長

- 1 今回の補正予算は国の補正予算に基づくものである。財源として活用する補正予算債は、元利償還金の全額が交付税措置され、本県にとって非常に有利な県債である。
- 2 これまで県では、県税を財源に充てるよりも、交付税措置がされる、有利な県債をできるだけ活用するという方針で財政運営を行っている。また、今回はハード事業であるため、世代間の公平性の観点からも県債を活用する方が望ましいと考えた。
- 3 秩父市の川俣地区の崖崩れ防止のための事業で、擁壁工事などに対して秩父市に負担してもらうものである。地方財政法が根拠であり、秩父市には、議決をいただき、事業費の20分の1を負担してもらう。
- 4 「道路改築事業費補助金」は比較的大規模な事業であり、地域高規格道路や1箇所当たりの事業費が100億円以上などの事業を、国の指定により、補助金の対象としている。今回対象となるのは国道140号バイパスである。それに対し「社会資本整備総合交付金」は、国に計画を事前に提出し、その計画に基づき比較的弾力的に活用できる交付金である。

【付託議案に対する討論】

なし